

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告示)

- 令和三年天皇誕生日一般参賀は行わない件(宮内庁一)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(政治資金適正化委一)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同二)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証書を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件(同三)
- 日本国に帰化を許可する件(法務七)
- 債務救済措置(債務支払猶予方式)に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産一)
- 重要無形文化財の保持者の認定が解除された件(文部科学二)
- 保安林の指定をする件(農林水産一一二、一二二)

- 保安林の指定施業要件を変更する件(同一二二、一二八)
  - 肥料を登録した件(同一二九)
  - 産業標準化法第四十六条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件(経済産業七)
  - 中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件(同八)
  - 中小企業信用保険法第二条第六項の場合及び期間を改正する件(同九)
  - 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(国土交通二五、二六)
  - 国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件(同二七)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
  - 内閣 内閣府 外務省
  - 〔叙位・叙勲〕
  - 〔公告〕
  - 諸事項
  - 官庁
  - 前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会関係
  - 裁判所
  - 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
  - 会社その他

## 告示

○宮内庁告示第一号  
令和三年二月二十三日の天皇誕生日一般参賀は行わない。  
令和三年一月十九日  
宮内庁長官 西村 泰彦

○政治資金適正化委員会告示第一号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。  
令和三年一月十九日  
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一一八	阪田 隆子	二、一二、二	本人からの申請
一一九	高橋 満	八、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一二〇	米山 睦夫	二、一二、二三	本人からの申請
一二一	田中 英孝	二、一二、二三	本人からの申請
一二二	萩田 治雄	二、一二、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号
一二三	萩谷 雅和	二、一二、二二	本人からの申請
一二四	高木 毅	二、一二、二二	本人からの申請
一二五	長谷川 明	二、一二、二二	本人からの申請
一二六	奥村 勲	二、一二、二二	本人からの申請
一二七	菅田 昇	二、一二、二二	本人からの申請
一二八	外山 将平	二、一二、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三号  
政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証書を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。  
令和三年一月十九日  
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二〇八六	金子 紀行	二〇九一	亡失年月日
一九二	向山 秀男	一九二	(平成)
一九三	渡邊 弘章	一九二	(令和)
一九四	田之倉 敦司	一九二	本人からの申請
一九五	荒船 卓也	一九二	本人からの申請
一九六	高橋 優	一九二	本人からの申請
一九七	岡村 幹吉	一九二	本人からの申請
一九八	高取 俊二	一九二	本人からの申請

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二〇八六	金子 紀行	二〇九一	亡失年月日
一九二	向山 秀男	一九二	(平成)
一九三	渡邊 弘章	一九二	(令和)
一九四	田之倉 敦司	一九二	本人からの申請
一九五	荒船 卓也	一九二	本人からの申請
一九六	高橋 優	一九二	本人からの申請
一九七	岡村 幹吉	一九二	本人からの申請
一九八	高取 俊二	一九二	本人からの申請

○農林水産省告示第百二十九号  
 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七條第一項の規定に基づき、  
 令和三年十二月二十五日付けをもちつて次のように肥料を登録したので、同法第十六條第一項の規定に  
 基づき公表する。

令和三年一月十九日

農林水産大臣 野上浩太郎

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人  
 の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第106425号	液状複合肥料	有機入り液状複合肥料 624	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号 熊本県合志市栄3415番地23
生第106426号	液状窒素肥料	ハイオオアミノN5	株式会社西日本酸素	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第106427号	化成肥料	有機入り化成17号H	平和肥料株式会社	神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
生第106429号	工業汚泥肥料	ハイオオの土	J&T環境株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第106430号	化成肥料	FK化成オール83	片倉コープアグリ株式会社	茨城県土浦市中部町一丁目3508番地
生第106431号	液状複合肥料	園芸用液状肥料 MZ 009号	ミズホユキ有限会社	静岡県藤枝市八幡208番地の1
生第106435号	液状複合肥料	有機入り液肥332号	タニ化学株式会社	千葉県八千代市上高野字白鶴669番地
生第106436号	混合堆肥複合肥料	有機入り複化成8号	八千代農材株式会社	千葉県八千代市上高野字白鶴669番地
生第106437号	混合堆肥複合肥料	有機入り複化成10号	八千代農材株式会社	千葉県八千代市上高野字白鶴669番地
生第106438号	混合堆肥複合肥料	有機入り複化成12号	八千代農材株式会社	千葉県八千代市上高野字白鶴669番地
有効期間が6年であるもの	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第106428号	配合肥料	カルバマウ-437H号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地2
生第106433号	成形複合肥料	くみあいマシオンほう菜屎素入り粒状固形肥料018	日本肥種株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
生第106434号	化成肥料	微量要素入り高度化成403	株式会社高村有機技研	東京都千代田区岩本町二丁目1番17号
輸第106432号	配合肥料	SK 若土・被覆屎素入り粒状配合肥料555-3	株式会社正栄商會	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第106439号	化成肥料	化成肥料15-15-15-3	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第106440号	化成肥料	複合肥料1号	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第七号  
 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十六條の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同法第七十一條第三号の規定に基づき公示する。  
 令和三年一月十九日  
 経済産業大臣 梶山 弘志

1 登録認証機関の名称 一般財団法人日本繊維製品品質技術センター  
 2 変更事項

事項	変更前	変更後
事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター 東部事業所 東京都港区芝浦3丁目13番16号 一般財団法人日本繊維製品品質技術センター 中部事業所 愛知県名古屋市中北区江本通一丁目59番	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター 東日本事業所 東京都港区芝浦3丁目13番16号

○経済産業省告示第八号  
 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二條第五項第五号の規定に基づき、同法の業種を次の表のとおり指定する。  
 令和三年一月十九日  
 経済産業大臣 梶山 弘志

番号	業種	指定期間
一	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る）	令和三年二月一日から
二	鉱業・採石業・砂利採取業	同年六月三十日まで
三	銻白工業業	
四	職別工業業（設備工業業を除く）	
五	設備工業業	
六	食料品製造業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行う茶作農業、製造加工設備を有するもやし栽培農業並びに作業所内において工場の生産設備をもって行う菌床栽培方式のきのこ栽培農業及びいわれ大根栽培農業を含む）	
七	飲料・たばこ・飼料製造業	
八	繊維工業（製造加工設備を有する蚕種製造業及び蚕種製造請負業を含む）	
九	木材・木製品製造業（家具を除く）	
十	家具・装備品製造業	
十一	パルプ・紙・紙加工品製造業	
十二	印刷・同関連業	
十三	化学工業	
十四	石油製品・石炭製品製造業	
十五	プラスチック製品製造業（家具・装備品等を除く）	
十六	ゴム製品製造業	

十七	なめし革・同製品・毛皮製造業
十八	窯業・土石製品製造業
十九	鉄鋼業
二十	非鉄金属製造業
二十一	金属製品製造業
二十二	はん用機械器具製造業
二十三	生産用機械器具製造業
二十四	業務用機械器具製造業
二十五	電子部品・デバイス・電子回路製造業
二十六	電気機械器具製造業
二十七	情報通信機械器具製造業
二十八	輸送用機械器具製造業
二十九	その他の製造業（製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭質焼業、養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業並びに鉄修理業を含む）
三十	電気業
三十一	ガス業
三十二	熱供給業
三十三	水道業
三十四	通信業
三十五	放送業
三十六	情報サービス業
三十七	インターネット附属サービス業
三十八	映像・音声・文字情報制作業
三十九	鉄道業
四十	道路旅客運送業
四十一	道路貨物運送業
四十二	水運業
四十三	航空運輸業
四十四	倉庫業
四十五	運輸に附帯するサービス業
四十六	郵便業（信書便事業を含む）
四十七	各種商品卸売業
四十八	繊維・衣服等卸売業
四十九	飲食品卸売業
五十	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
五十一	機械器具卸売業
五十二	その他の卸売業

五十三	各種商品小売業
五十四	織物・衣服・身の回り品小売業
五十五	飲食品小売業
五十六	機械器具小売業
五十七	その他の小売業
五十八	無店舗小売業
五十九	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る）
六十	不動産取引業（土地売買業のうち、投機を目的とするものを除く）
六十一	不動産賃貸業・管理業
六十二	物品賃貸業
六十三	学術・開発研究機関
六十四	専門サービス業（他に分類されないもの）
六十五	広告業
六十六	技術サービス業（他に分類されないもの）
六十七	宿泊業
六十八	飲食店
六十九	持ち帰り・配達飲食サービス業
七十	洗濯・理容・美容・浴場業
七十一	その他の生活関連サービス業
七十二	娯楽業
七十三	学校教育
七十四	その他の教育、学習支援業
七十五	医療業
七十六	保健衛生
七十七	社会保険・社会福祉・介護事業
七十八	郵便局（郵便局受託業に限る）
七十九	協同組合（他に分類されないもの）
八十	廃棄物処理業
八十一	自動車整備業
八十二	機械等修理業（自動車修理業及び衣服修理業等を除く）
八十三	職業紹介・労働者派遣業
八十四	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）
八十五	その他のサービス業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う養鶏業及びふ卵業、園芸サービス業並びに家畜貸付業を含む）